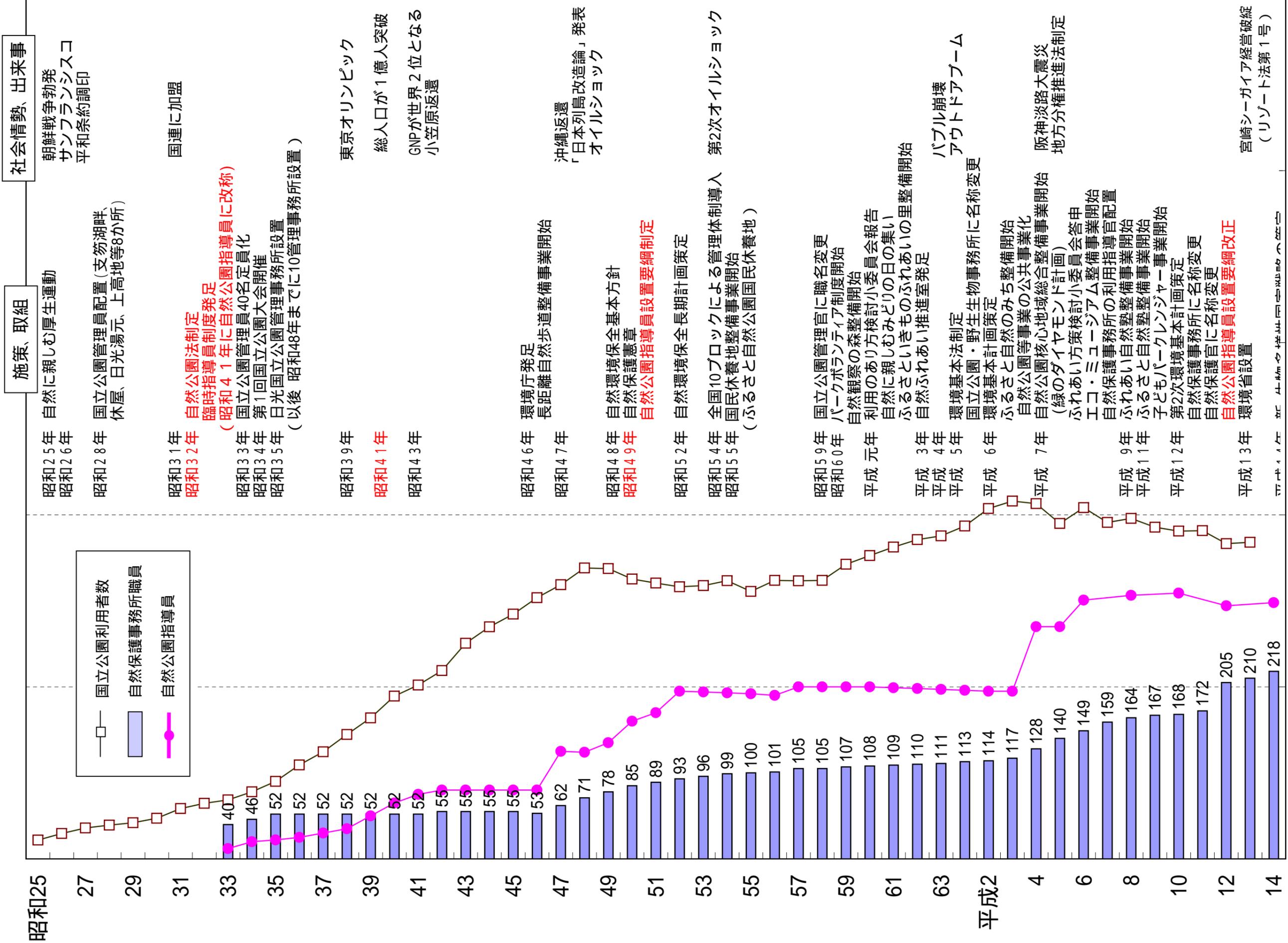


自然とのふれあい施策の経緯（年表・法令等概要）と体制

目次

自然とのふれあいに係る施策年表	1
ふれあい施策に係る法令、答申等の概要	3
環境省のふれあい施策実施体制	5

自然とのふれあいに係る施策年表



国立公園利用者数 (百万人)、自然保護事務所職員数 (人)、自然公園指導員数 (十人)

社会情勢、出来事

昭和25年 朝鮮戦争勃発
サンフランシスコ
平和条約調印

昭和28年 国立公園管理員配置 (支笏湖畔、
休屋、日光湯元、上高地等8か所)

昭和31年 国連に加盟

昭和32年 自然公園法制定
臨時指導員制度発足
(昭和41年に自然公園指導員に改称)

昭和33年 国立公園管理員40名定員化

昭和34年 第1回国立公園大会開催

昭和35年 日光国立公園管理事務所設置
(以後 昭和48年までに10管理事務所設置)

施策、取組

昭和25年 自然に親しむ厚生運動

昭和26年 自然に親しむ厚生運動

昭和28年 国立公園管理員配置 (支笏湖畔、
休屋、日光湯元、上高地等8か所)

昭和31年 国連に加盟

昭和32年 自然公園法制定
臨時指導員制度発足
(昭和41年に自然公園指導員に改称)

昭和33年 国立公園管理員40名定員化

昭和34年 第1回国立公園大会開催

昭和35年 日光国立公園管理事務所設置
(以後 昭和48年までに10管理事務所設置)

東京オリンピック

総人口が1億人突破

GNPが世界2位となる
小笠原返還

沖縄返還
「日本列島改造論」発表
オイルショック

第二次オイルショック

バブル崩壊
アウトドアブーム

阪神淡路大震災
地方分権推進法制定

宮崎シーガイア経営破綻
(リゾート法第1号)

資料提供：国土交通省自然公園課

ふれあい施策に係る法令、答申等の概要

1) 国立公園法(昭和6年)

国立公園とは自然の大風景を保護し国民の保健休養に供する為国の設定する公園を謂う。

2) 自然に親しむ厚生運動(昭和25年)

国立公園、国定公園その他の景勝地及び温泉地等の自然環境に親しむことにより、心身の健康を増進し、科学する心を養い、自然愛護精神の高揚を図る。

3) 自然公園法(昭和32年)

(第1条) この法律はすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化を資することを目的とする。

4) 自然環境保全基本方針(昭和48年)

自然環境の保全を十分に図るには、国民一人一人が保護、保全の精神を身につけこれを習性とする事が何よりも肝要である。このため学校や地域社会において環境教育を積極的に推進し、自然のメカニズムや人間と自然との正しい関係について国民の理解を深め自然に対する愛情とモラルの育成に努める。

5) 利用のあり方検討小委員会報告(平成元年)

(望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策) 自然公園の中でも自然性が高く、野生体験・自然探勝の利用をすべき地域では、単に景観を眺望するだけでなく、野生生物の観察のためのガイド付きツアーのような、より自然との接触度の高い利用の推進を図る。

6) 環境基本法(平成5年)

(第14条3号) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(第25条) 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じること。(環境の保全に関する教育、学習等)

7) 自然公園等における自然とのふれあい確保の方策の答申(平成7年)

* 自然環境保全審議会自然公園部会ふれあい方策検討小委員会の答申

多様な自然とのふれあいの場を確保し、継承していくため、きめ細かな施策を、「自然学習の推進」、「参加型ふれあいの展開」、「ソフト施策の重視」の視点で積極的に展開

8) 環境基本計画(平成12年12月閣議決定)

持続可能な社会を実現するため、11の戦略的プログラムの中に、「生物多様性の保全のための取組み」と「環境教育・環境学習の推進」を掲げ、自然と人間の共生を確保するために「自然環境の保全と自然とのふれあいの推進」を明定。

環境政策の基本的な指針(長期目標)として、「環境の自然的構成要素の良好な状態での保持」、「多様な自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かなふれあいの確保」を位置づけ。

自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、「自然と人間との共生」を確保することと、これを実現するためにあらゆる主体が「参加」することの重要性を強調。

生態系をバランス良く維持するには、賢明な保全・利用等あらゆる面での適切な人と自然との関わりが不可欠。

日常生活や余暇活動など様々な機会を通じて、人々が豊かな自然とのふれあいを重ねていくことが効果的。機会を増やすには、すぐれた自然地域のみならず、身近な自然も活用。

日常生活における人と自然との関わりがますます希薄化。高齢化、余暇時間の増大等の社会変化を背景に、自然豊かな地域を訪れ、自然の中で様々な活動を行い、自然と向き合いながら充実した時間を過ごすといった国民のニーズは急速に増大・多様化。あらゆる機会を通じて自然とのふれあいを推進。

人と自然との豊かなふれあいを実現するとともに、国民が自然にふれ、自然を知ることを通じ、その理解と参加の下に、多様な手段で自然環境の保全をすすめていく必要。

9) 新・生物多様性国家戦略(平成14年3月地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

第4部、第2章、第3節(自然とのふれあい)に『基本的考え方』、『自然とのふれあいのための具体的施策』を明定。

1 基本的考え方

人材の育成・確保

活動プログラムの整備と機会の提供

ふれあいの場の確保・整備

情報提供と連携

2 自然とのふれあいのための具体的施策(自然公園)

ア 人材の育成・活動プログラムの整備と機会の提供

イ 自然とのふれあいの場の確保

ウ 自然とのふれあいの場の整備

エ 自然とのふれあいに関する情報提供と連携

環境省のふれあい施策実施体制

